

件名	松前町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
主管課	子育て・健康課
関係課	
改正対象	松前町子ども医療費助成条例（平成14年松前町条例第8号）
根拠法令等	
改正理由	<p>現在の条例では、国民健康保険の被保険者（子ども）のみが住民票を移して町外の学校に通う場合は、国民健康保険法の修学中の被保険者の特例が適用され、引き続き松前町の子ども医療費助成を受けることができる。</p> <p>しかし、国民健康保険法以外の医療保険各法の場合には、修学中の被保険者の特例制度がないため、松前町の子ども医療費助成を受けられず、また、住民票を移した先の自治体からも同助成を受けることができない状況となっている。</p> <p>そのため、加入保険に関係なく松前町の子ども医療費助成を受けることができるように、条例を改正したい。</p>
改正の主な内容	<p>第2条…「子ども」の定義に、修学又は病院等への入院、入所若しくは入居のため他の市町村の区域内に住所を有する子どもで国民健康保険以外のものを含める。</p>
施行日	公布の日
【その他参考事項】	